

フードサポート事業（食糧支援事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、琴浦町に居住する生活困窮者に対し、一時的に必要な食料品等を提供するフードサポート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、生活困窮者の自立を支援するとともに、町民がお互いに助け合いのできるまちづくりを推進し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は、琴浦町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（フードサポート事業）

第3条 事業は、町民、事業所、商店等の協力により行うものとする。

2 本会の会長（以下「会長」という。）は、事業の目的に賛同した町民、事業所、商店等から申込みがあったときは、登録するものとする。

3 登録しようとする者は、登録申込書（様式第1号）を会長に提出するものとする。

4 会長は、前項に規定する申込みがあったときは、寄付登録者名簿（様式第2号）に記載するものとする。

（対象者）

第4条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 金銭的に困窮し、食料品等に困っている者
- (2) 光熱水費等の各種支払いができず、生活に著しい支障をきたしている者
- (3) その他会長が特に必要と認めた者

（申請及び決定）

第5条 対象者は、事業を利用しようとするときは、「フードサポート事業」利用申請書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

2 会長は、申請を受理したときは、すみやかに可否を決定しなければならない。

3 会長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、「フードサポート事業」利用決定（不決定）通知書（様式第4号）により、第1項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（支援の方法）

第6条 会長は、前条第3項の規定により利用を決定したときは、登録者へ協力を依頼するものとする。

2 登録者は、会長から協力依頼があった場合は、食料品等を本会に提出するものとする。ただし、食料品等の調達ができなかったときは、当該依頼を断ることができる。

3 会長は、前項の規定により提供された食料品等を受領し、申請者に提供する。

(受取)

第7条 前条第3項の規定により食料品等の提供を受けた者は、受領書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(事務)

第8条 この事業の事務は、ことうらあんしん相談支援センターで行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。